

# 国立大学法人滋賀医科大学成果有体物取扱規程

平成 22 年 7 月 29 日制定  
令和 3 年 3 月 22 日改正

## (趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における研究成果有体物（以下「成果有体物」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「成果有体物」とは、研究・教育の結果又は過程において得られた材料、試料（試薬、微生物、新材料、土壤、岩石、植物新品種、細胞株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導体等をいう。）、実験動物、試作品、モデル品、実験装置、ソフトウェア等及び本学以外の機関（以下「外部機関」という。）等から受け入れるこれらのものであって、学術的価値又は財産的価値のあるものをいう。ただし、論文、講演、プログラムその他著作物に関するものを除くものとする。
- (2) 「研究者等」とは、本学職務発明取扱規程（以下「規程」という。）第2条第4号に定める研究者等をいう。
- (3) 「学生等」とは、本学において研究者等に教育又は研究指導を受けている学部学生、大学院学生、研究生等をいう。

## (成果有体物の帰属)

**第3条** 研究者等が、本学において創出した成果有体物、取得した成果有体物及びそれから改良又は増殖によって得られた成果有体物は、原則として本学の帰属とする。

2 研究者等が外部機関において得た成果有体物は、あらかじめ締結した契約書等の定めに基づき、その帰属を決定する。

## (管理)

**第4条** 成果有体物について、本学が管理することが適切であると認められるときは、当該成果有体物の創出又は受け入れた研究者等が所属する本学固定資産管理規則第7条に定める使用責任者に管理させることができる。

2 当該成果有体物が前項に定めるもの以外の場合は、当該成果有体物を創出又は受け入れた研究者等が適正に管理するものとする。

3 使用責任者及び研究者等（以下「成果有体物を管理する者」という。）は、外部機関等との間で締結した成果有体物授受に関する契約の定めを遵守しなければならない。

4 成果有体物を管理する者は、成果有体物の取扱い、安全性、倫理等に関する法令等を遵守しなければならない。

5 成果有体物を管理する者は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該成果有体物を他に提供してはならない。

(1) 外部機関等から受け入れたもの。ただし、事前に当該外部機関等の書面により合意を得た場合を除く。

(2) 法令等で他への提供が禁止されているもの。

(外部機関等への提供)

**第5条** 成果有体物を学術目的で外部の研究者等へ提供する場合は、当該成果有体物を管理する者は、所定の様式を学長に提出し、学長は、成果有体物授受に関する契約を相手方と締結するものとする。

2 成果有体物を産業利用目的で外部機関等に提供しようとする場合は、当該成果有体物を管理する者は、所定の様式を学長に提出し、学長は、外部機関等と成果有体物授受に関する契約を締結するものとする。

3 成果有体物の学術目的での外部機関等への提供は、原則無償とする。ただし、必要に応じ、提供に要する実費を請求することができる。

4 成果有体物の産業利用目的での外部機関等への提供は、原則有償とする。

(外部機関等からの受入れ)

**第6条** 成果有体物を学術目的で外部機関等から受け入れる場合は、当該成果有体物を管理する者は、有償であるか無償であるかを問わず、所定の様式を学長に提出するものとする。この場合、当該成果有体物を管理する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 当該成果有体物を受け入れる際に、外部の研究者等に同意を得ること。

(2) 当該成果有体物を受け入れることが法令及び本学の規定等に抵触しないことを確認すること。

(3) 受け入れる成果有体物の取扱い等について文書をもって確認する必要がある場合は、事前に内容を研究推進課と調整し、相手方と文書を取り交わすこと。

(研究者等の異動等)

**第7条** 研究者等は、異動、離職等により本学における身分を失う場合又は出向、出張等により長期間不在となる場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、学長に申し出るものとする。

(1) 当該研究者等が保管する成果有体物が存在する場合

(2) 当該研究者等が当該成果有体物について本学外で引き続き使用することを希望する場合

2 研究者等が、外部機関から本学への異動に伴い、本学に成果有体物を持ち込む場合には、学長に申し出て、その承認を得るものとする。

3 前2項の申出を受けた学長は、当該研究者等と協議の上、当該成果有体物の取扱い

について決定するものとする。

(提供及び受入れの禁止)

**第8条** 研究者等は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを外部機関に提供及び外部機関から受入れをしてはならない。

- (1) 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)その他の関係法令に違反する場合
- (2) 生物多様性条約その他の条約に違反する場合
- (3) 国の定める倫理指針に違反する場合
- (4) 本学の規程等に違反する場合
- (5) 本学又は研究者等を当事者とする外部機関との契約において第三者に提供すること又は第三者から受け入れることが禁止されている場合
- (6) 個人の情報が特定され得る場合
- (7) その他学長が提供及び受入れを禁止した場合

(秘密保持及び持出禁止)

**第9条** 研究者等は、成果有体物に関する情報について、次の各号に掲げるものを除き、当該成果有体物を管理する者の承認を得ずに、これを他に開示してはならない。

- (1) 既に公表されているもの
  - (2) 成果有体物を管理する者から公表することが認められたもの
  - (3) 契約等において開示することが認められたもの
- 2 研究者等は、成果有体物を管理する者の承認を得ずに、成果有体物を学外に持ち出してはならない。
- 3 研究者等は、本学において知り得た成果有体物に関する情報について、第1項各号に掲げるものを除き、異動、離職等により本学を離れた後3年間は、これを他に開示してはならない。

(収益の配分)

**第10条** 成果有体物の提供により収益が得られた場合には、原則として、収益から成果有体物の提供に際して本学が負担した費用を控除した後、研究者等に対して、規程第10条第2号の実施補償金の規定に準じて配分する。

(学生等への準用)

**第11条** 学生等については、第3条から前条までの規定を準用する。

2 学生等が届出を行う場合は、教育又は研究指導を担当する研究者等を経由して行うものとする。

(事務)

**第12条** 成果有体物の取扱いに関する事務は、研究推進課において処理する。

(雑則)

**第13条** この規程に定めるもののほか、成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。